

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和2年1月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900320号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900201号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成16年3月10日は5万3,000円、平成17年3月10日は5万4,000円、平成18年3月10日は4万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月10日、平成17年3月10日及び平成18年3月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月10日、平成17年3月10日及び平成18年3月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月  
② 平成17年3月  
③ 平成18年3月

請求期間①、②及び③について、賞与の明細書はないが、賞与が支給されたことを覚えているので、当該各期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B社の回答、事業主の陳述及び元従業員の賞与の明細書から判断すると、請求者が当該各期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述のB社の回答、事業主の陳述及び元従業員の賞与の明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万3,000円、請求期間②は5万4,000円、請求期間③は4万5,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、B社の回答から、請求期間①は平成16年3月10日、請求期間②は平成17年3月10日、請求期間③は平成18年3月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900463号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900202号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年6月25日は16万7,000円、平成22年12月3日は28万5,000円及び平成25年12月5日は19万4,000円とすることが必要である。

平成20年6月25日、平成22年12月3日及び平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月25日  
② 平成22年12月3日  
③ 平成25年12月5日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額16万7,000円、請求期間②において標準賞与額28万5,000円及び請求期間③において標準賞与額19万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間、平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日までの期間及び平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は16万7,000円、請求期間②は28万5,000円及び請求期間③は19万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900464号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900203号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年6月25日は59万3,000円、同年12月5日は9万1,000円及び平成24年6月25日は12万7,000円とすることが必要である。

平成20年6月25日、同年12月5日及び平成24年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月25日  
② 平成20年12月5日  
③ 平成24年6月25日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額59万3,000円、請求期間②において標準賞与額9万1,000円及び請求期間③において標準賞与額12万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年\*月\*日から平成21年\*月\*日までの期間及び平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は59万3,000円、請求期間②は9万1,000円及び請求期間③は12万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900475号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900204号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を68万円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額68万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年\*月\*日から平成28年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、68万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900248号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900028号

## 第1 結論

昭和63年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月

昭和63年2月に退職後、体調が優れず市役所へ行くことができなかったが、同年4月頃にA市役所に国民年金の加入手続のため赴いたところ、2か月分の国民年金保険料を納付するよう告げられ、2か月分の国民年金保険料を納付したので、請求期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間に国民年金被保険者である必要があるところ、請求者から提出された年金手帳を見ると、国民年金欄の「初めて被保険者となった日」は昭和63年3月1日と記載されており、A市は当該日付について、市の職員が記載していた旨回答している。また、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日も同年3月1日であり、年金手帳の記載内容と一致していることから、請求者は同年3月1日付けで国民年金に加入したと考えられる。

また、A市の担当者は、前述の国民年金被保険者資格の取得年月日、当時の同市における取扱い等から判断すると、請求期間に係る国民年金保険料を納付するための納付書は発行できなかったと思う旨陳述しているところ、前述の国民年金被保険者資格の取得年月日を踏まえると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900208号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900205号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年4月1日から平成26年6月18日に訂正し、同年6月から平成27年3月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成26年6月18日から平成27年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月18日から平成27年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年6月18日から平成27年4月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正する必要がある。平成26年6月から同年11月までは24万円、同年12月から平成27年3月までは28万円とする。

平成26年6月から平成27年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録する必要がある。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年6月18日から平成27年4月1日まで

私は、平成26年6月18日から平成29年12月末までの期間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

請求期間に係る給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者に係る雇用保険の記録、A社の事業主及び同僚の陳述、請求者から提出された給与支給明細書及び給与振込口座の通帳等から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により認められる報酬月額、厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、12万6,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日の訂正届を年金事務所に提出している上、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額の変定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成26年6月から平成27年3月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額から、平成26年6月から同年11月までは24万円、同年12月から平成27年3月までは28万円に訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900301号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900206号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年2月1日から平成26年4月16日に訂正し、同年4月から平成29年1月までの標準報酬月額を、平成26年4月から同年8月までは16万円、同年9月から平成29年1月までは17万円とすることが必要である。

平成26年4月16日から平成29年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年4月16日から平成29年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成26年7月10日、同年12月10日及び平成27年7月10日は3万円、同年12月10日は10万円、平成28年7月10日は5万円、同年12月9日は10万円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月10日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月10日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年4月16日から平成29年2月1日まで

② 平成26年7月10日

③ 平成26年12月10日

④ 平成27年7月10日

⑤ 平成27年12月10日

⑥ 平成28年7月10日

⑦ 平成28年12月9日

平成25年10月7日にA社に入職し、平成26年4月16日から週勤務時間が15時間から30時間となったため、事業主から社会保険に加入する旨の説明を受け、B健康保険組合の健康保険証を渡された。

厚生年金保険にも当然加入しているものと考えていたが、平成31年になって厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことが判明した。

しかし、請求期間①の給与及び請求期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、各請求期間について、保険給付の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の回答、同事業所から提出された請求者に係る賃金台帳、労働者名簿及び雇入通知書等により、請求者は、当該期間において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成26年4月から同年8月までは16万円、同年9月から平成29年1月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑦までの各期間について、A社から提出された前述の賃金台帳により、請求者は、当該各期間において同事業所から賞与の支払を受け、請求期間②、③及び④は3万円、請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は5万円、請求期間⑦は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900302号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900207号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年2月1日から平成26年4月16日に訂正し、同年4月から平成29年1月までの標準報酬月額を、平成26年4月から同年8月までは12万6,000円、同年9月から平成27年8月までは11万円、同年9月から平成28年8月までは13万4,000円、同年9月から平成29年1月までは15万円とすることが必要である。

平成26年4月16日から平成29年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年4月16日から平成29年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成26年7月10日、同年12月10日及び平成27年7月10日は3万円、同年12月10日は10万円、平成28年7月10日は5万円、同年12月9日は10万円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月10日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月10日、同年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月10日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年4月16日から平成29年2月1日まで  
② 平成26年7月10日  
③ 平成26年12月10日  
④ 平成27年7月10日  
⑤ 平成27年12月10日  
⑥ 平成28年7月10日  
⑦ 平成28年12月9日

平成25年12月14日にA社に入職し、平成26年4月16日から週勤務時間が15時間から28時間となったため、事業主から社会保険に加入する旨の説明を受け、B健康保険組合の健康保険証を渡された。

厚生年金保険にも当然加入しているものと考えていたが、平成31年になって厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことが判明した。

しかし、請求期間①の給与及び請求期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、各請求期間について、保険給付の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の回答、同事業所から提出された請求者に係る賃金台帳、労働者名簿及び雇入通知書等により、請求者は、当該期間において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成26年4月から同年8月までは12万6,000円、同年9月から平成27年8月までは11万円、同年9月から平成28年8月までは13万4,000円、同年9月から平成29年1月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑦までの各期間について、A社から提出された前述の賃金台帳により、請求者は、当該各期間において同事業所から賞与の支払を受け、請求期間②、③及び④は3万円、請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は5万円、請求期間⑦は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900307号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900029号

## 第1 結論

平成元年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年\*月から平成3年3月まで

私が大学生で二十歳の頃、母は、私の将来の年金額が増えるので、A県B市において国民年金に任意加入し、保険料を払っておくと伝えてくれ、母に対し感謝の気持ちを抱いたことを覚えている。その後、母から、今日あなたの保険料を払ってきた、あなたは二十歳から国民年金に加入していると聞かされた。しかし、請求期間について、国民年金の加入及び保険料納付記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身が二十歳になった年に母がB市において私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたが、自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない旨の主張及び陳述をしており、これらを行っていたとする請求者の母は、請求期間に係る請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、詳細は覚えていない旨陳述している。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるが、オンライン記録及び請求者から提出された年金手帳には、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は、国民年金制度において二十歳以上の学生が強制加入となった平成3年4月1日と記録されており、請求者の当該被保険者資格取得に係る記号番号はC県D市において払い出されている上、当該記号番号が払い出された日は同記号番号の前後の被保険者記録から平成4年4月であったと推認でき、これらの事情は請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、請求期間当時に学生であり国民年金の任意加入対象者であるところ、B市において請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は見当たらない上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900494号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900208号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から同年12月7日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成29年9月から同年11月までの標準報酬月額については、17万円を22万円とする。

平成29年9月1日から同年12月7日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和64年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から同年12月7日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。

給料支払明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給料支払明細書及び預金通帳において確認できる請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構B事務センターの回答から、22万円とすることが必要である。